

総統企 第 80 号
平成 14 年 4 月 12 日

統計審議会会長
竹内 啓 殿

総務大臣
片山 虎之助

諮問第 284 号
平成 14 年に実施される社会教育調査等の計画について

標記について、統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）第 1 条の 3 及び統計報告調整法施行令（昭和 27 年政令第 396 号）第 1 条の 2 の規定に基づき、統計審議会の意見を求める。

理 由

文部科学省は、社会教育調査（指定統計第 83 号を作成するための調査）及びこれと密接に関連する統計報告の徴集として実施されている生涯学習・社会教育施設等調査について、社会教育に対するニーズの変化等を踏まえ、次のとおり改正を行うことを計画している。

- (1) 社会教育調査及び生涯学習・社会教育施設等調査について、女性の学習活動の推進、IT 学習の推進等の観点から、調査事項を見直して実施する。
- (2) 生涯学習・社会教育施設等調査のうちカルチャーセンター調査票による調査については、平成 14 年に経済産業省が実施する特定サービス産業実態調査（指定統計第 113 号を作成するための調査）と調査客体が重複することから、同実態調査に必要な調査事項を追加することとされており（平成 13 年 7 月 13 日諮問第 263 号の答申関連）、これを行わないこととする。

また、生涯学習・社会教育関係法人調査票による調査については、ほとんどのデータが総務省の行っている「公益法人概況調査」により把握できることから、これを廃止し、同調査において把握できない事項については生涯学習関連事業等調査（届出統計調査）に統合して把握する。

今回の改正計画については、統計体系の整備、報告者負担の軽減、調査の効率的実施等の観点から検討する必要がある。